



# 十津川

「心身再生の郷」

2022

6

第729号

## 村民憲章

1. 私たちは 歴史と伝統を大切にしましょう
1. 私たちは 美しい自然を守りましょう
1. 私たちは 郷土の文化を高めましょう
1. 私たちは 豊かな人情を育てましょう
1. 私たちは 仕事に誇りを持って働きましょう



令和4年春の叙勲(4月29日付け)  
**旭日小綬章** 地方自治功勞  
(元十津川村村長)  
**更谷 慈禧さん** (大字宇宮原) 75歳

平成13年から令和3年までの5期20年間、十津川村村長を務めました。紀伊半島大水害後の復旧・復興、高齢者が安心して暮らせる拠点集落づくりや林業の6次産業化、地域高規格道路の事業化などに注力し、村の伸展にご尽力されました。

◆高齢者叙勲(5月1日付け)

**旭日単光章** 地方自治功勞 (元十津川村議会議員)  
**古久保 勲さん** (大字小原) 88歳

平成3年から5期20年にわたり、十津川村議会議員として村づくりにまい進されました。通算して約4年間議長として議会の円滑な運営に尽力するなど、地方自治の発展に貢献されました。

**祝** 叙勲受章おめでとうございます  
令和4年春の叙勲など 更谷前村長ら受章

各分野で長年にわたりご尽力された功績により、勲章を受章された皆さんを紹介します。

多大なる功績に敬意を表しますとともに、ご健勝をお祈りいたします。受章おめでとうございます。

◆第38回危険業務従事者叙勲(4月29日付け)

**瑞宝双光章** 防衛功勞 (元2等陸尉)  
**中畑 昌三さん** (大字池穴) 63歳

昭和52年に陸上自衛隊に入隊し、大津、釧路、大久保駐屯地で計44年間職務を遂行。普通科、施設科、業務隊などに所属し、各地の災害派遣活動に従事したほか、レンジャー部隊の教官を務めるなど、国家防衛のためにご尽力されました。

◆第38回危険業務従事者叙勲(4月29日付け)

**瑞宝単光章** 警察功勞 (元大阪府警部)  
**岡本 拓夫さん** (大字山手谷) 73歳

高校卒業後、昭和42年から大阪府の警察官として拝命。大阪府警察を55歳で早期退職された後も、61歳まで嘱託員として勤務され、43年間にわたり治安維持にご尽力されました。



**「いこら」でポップアップ・カフェ**  
地域おこし協力隊・角田さんが出店

5月21日、平谷地区地域交流センター「いこら」にポップアップ・カフェ「KOKO CAFE(ココカフェ)」が出店しました。

店主は地域おこし協力隊・角田華子さん。協力隊としてインバウンドの受入れなどを行っている角田さんが、新たな挑戦をしました。「食で旅する」をテーマに、今回のメニューはイタリア料理。生パスタのフェットウチーネやラザニアのほか、十津川村をイメージした「十津川ブレンド」のコーヒーなどを提供。カフェには多くの村民が訪れ、生パスタは「もちもちして美味しい」と好評でした。

今後、KOKO CAFEは月に一回程度「いこら」で出店予定。次回の出店日、6月18日のメニューは同じくイタリア料理。十津川ブレンドを使ったティラミスも提供予定です。また、7月2日には奈良県立大学の学生たちとコラボレーションして、スリランカ料理を提供します。



◀詳しい情報はこちら！



## 高 齢男性保護 田花さんに感謝状

五 條 警 察 署 人 命 救 助 に 感 謝

人命救助に功労があったとして、田花敏郎さん(大字平谷)に五條警察署から感謝状が贈呈されました。

田花さんは今年4月、深夜3時頃の歩道がない国道で、怪我をしながらも歩く高齢男性を発見。男性を保護し、男性を捜索する十津川分庁舎の署員や家族のもとに連れて行くなど、人命救助に貢献しました。

5月9日に贈呈式が行われ、十津川警察庁舎の森博之所長より感謝状が手渡されました。田花さんは「当たり前のことをしたと思っているので、感謝状までいただけるとは。無事で良かった」と話しました。森所長は「保護されなければ男性は事故にあっていたかもしれない」と感謝を述べるとともに「地域に高齢者が多くなっている。これからも地域で助け合いをしていただければ」と話しました。

## 小 学校で交通安全教室開催

道 路 に 潜 む 危 険 を 学 ぶ

5月20日、十津川第一小学校と十津川第二小学校で十津川警察庁舎の警察官による交通安全教室が開催されました。奈良県警察本部とJAF(日本自動車連盟)の協力で開催され、全校児童が参加。交通事故から命を守るため、事故の危険性や交通ルールを学びました。

子どもたちは、道路の渡り方や、自動車にはドライバーにとって死角があること、走行する車が急ブレーキを踏んだ時にどれくらいで止まるのかを予想して、自動車は急に止まれないことを教わりました。



▲運転席からは、自動車の死角にいる子どもたちの姿が見えない。



## 村 の施策 区長・総代と懇談会

村 長 ら 主 要 事 業 ・ 補 助 制 度 な ど 説 明

6月1日～3日に、住民ホールで区長・総代との村政懇談会を開催しました。

例年村内各地で行っていた「村政主要事業説明会」は、コロナ禍により約2年間開催を見送りましたが、今年は感染拡大防止のため会場を役場とし、区長・総代に限定した懇談会の実施としました。懇談会では、村から主要な事業・補助制度を説明したあと、地域の問題を共有するため、区長・総代からさまざまな意見をいただきました。全5回に分けて実施した懇談会の内容は、村報とつかわ7月号でお知らせする予定です。

## 交 通事故根絶願い 高校生が寄贈

「ひまわりの絆プロジェクト」プランター作成

5月31日、五條警察署十津川警察庁舎に、十津川高等学校の生徒が制作した木製プランターが贈られました。交通事故の根絶を願う「ひまわりの絆プロジェクト」を実施していることから、十津川高校の生徒がひまわりの種を植えるためのプランターを作成。工芸部、美術部、木工芸・美術コースの生徒が共同制作しました。

「ひまわりの絆プロジェクト」は、平成23年に交通事故で亡くなった男の子(当時4歳)が大切に育てていたひまわりの種を引き継ぐことで、命の大切さを学び、被害者支援への理解を深めることを目的に実施している活動。寄贈の後、プランターにひまわりを植えた生徒は「これから大きく育つのが楽しみ」と話しました。



## お知らせ

### 女性の権利ホットライン 弁護士との臨時無料電話相談

女性の権利一般に関する無料電話相談を実施します。離婚や家族に関する問題や労働問題、相続問題、事業の問題、消費者問題、LGBTのことなど、分野を問わずご相談いただけます。

■ 6月25日(土)

午前10時～午後2時

※電話相談のみ

相談電話番号

☎0742・27・8788

(実施当日のみ通話可能)

■ 奈良県弁護士会

☎0742・22・2035

### ウェブでの就職相談を 受け付けています

奈良県(奈良・高田)しごとセンターでは、ウェブでの就職の相談(ウェブキャリアコンサルティング)を受け付けています。対面の相談が難しい人やウェブ面接の練習をしたい人におすすめです。

詳しくは、ホームページをご覧ください。

■ 奈良しごとセンター

☎0742・23・5730

🏠 <https://www.pref.nara.jp/56565.htm>



### 事業主の皆さんへ

#### 労働保険年度更新のご案内

労働保険(労災保険・雇用保険)の年度更新申請書は、5月末ごろに事業所あてに送付されています。年度更新期間中の申告・納付の手続きをお願いします。

#### 申告・納付期間

6月1日(水)～7月11日(月)

※電子申請の利用または郵送による提出が可能です。

■ 奈良労働局総務部労働保険徴収室

☎0742・32・0203 また

は、管轄労働基準監督署・ハローワーク(公共職業安定所)

### 至くじ桜寄贈事業

桜を植栽、育成、手入れ、保存し、自然環境、生活環境の保全という公益活動をする団体などに、桜若木を寄贈します。

原則として、寄贈本数は1か所

### 十津川警察庁舎からお願い

#### 不法滞在・不法就労防止にご協力下さい

不法滞在者の多くが不法就労し、我が国の労働面だけでなく、風俗、治安など、色々な分野にわたり、様々な問題を引き起こしています。

また、グループ化した悪質な不法滞在者による犯罪が増えており、我が国の治安を脅かしています。

### ■ 皆さんへのお願い

- ・不法滞在や不法就労を許さない社会環境作りが大切です。
- ・外国人を雇用する際は、パスポートや在留カードを見て在留資格や在留期限を必ず確認してください。

※不法滞在者または働く事が認められない外国人を雇った事業主や、不法入国を援助した人などは、法律により罰せられる場合があります。

### ■ 不法滞在者とは

- ・偽造パスポートや密航船などで不法入国し滞りする人
- ・在留(滞在)期間を超えても出国せず不法に滞在する人

※これらの人が働いたり、また、働くことが認められていない在留資格で在留する人が働くことは、不法就労活動になります。

■ 五條警察署十津川警察庁舎

☎0746・63・0110



一 庁 外 一		一 役場以外 一	
衛生センター	63-0391	森林館(古ル野)	62-0567
小原診療所	63-0040	滝の湯	62-0400
歴史民俗資料館	62-0137	高森の郷	64-1800
		森林組合	64-0301
		五條消防十津川分署	64-1190
		道の駅十津川郷	63-0003
		庵の湯	64-1100
		社会福祉協議会	64-0666
		商工会	62-0132
		五條消防大塔分署	0747-36-0317
		観光協会	63-0200
		泉湯	62-0090
		温泉プール	64-0762
		北部保健センター	68-0017
		十津川警察庁舎	63-0110

## 募集

### 【狩猟免許試験】

狩猟や有害鳥獣の駆除には狩猟免許が必要です。今年度の狩猟免許試験は次のとおりです。  
新規に第1種銃猟、第2種銃猟及びわな猟免許を取得し、村の捕獲実施者(駆除員)となる人を対象に、狩猟免許取得費用の一部を一般社団法人奈良県猟友会十津川支部が助成します。

**申** 試験、講習会の14日前(必着)までに、奈良県猟友会へ申し込みください。

**時** ①7月3日(日)  
②8月21日(日)  
③12月4日(日)

※ただし、③12月4日はわな猟免許試験のみ  
午前9時30分～午後4時頃(各試験日の前日に、講習会が開催されます)

**所** 奈良県農業研究開発センター  
(桜井市池之内130-1)

**問** (社)奈良県猟友会十津川支部  
☎0746・62・0345

### 【国家公務員採用(一般職)(高卒者)】

#### 【試験の区分】

事務、技術、農業、農業土木、林業  
【受験資格】

①令和4年4月1日において高等学校または中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して2年を経過していない人および令和5年3月までに高等学校または中等教育学校を卒業する見込みの人  
②人事院が①に準ずると認める人

**申** インターネット申込  
6月20日(月)～6月29日(水)

**時** 第1試験日  
9月4日(日)

#### 【試験地】

奈良市、和歌山市、京都市、大阪市、神戸市

受験資格などの詳細は、人事院ホームページ「国家公務員試験採用情報NAVER」へ

**所** <https://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.html>

**問** 人事院近畿事務局試験第一係  
☎06・4796・2191

### 【自衛官募集】

#### 一般曹候補生

18歳以上33歳未満  
※32歳の方は、採用予定月の末日現在、33歳に達していない人

#### 自衛官候補生 (中途採用も含む)

18歳以上33歳未満  
※32歳の方は、採用予定月の1日から起算して3月に達する日の翌月の末日現在、33歳に達していない人

問合せ 申込み	試験場所	試験種目	試験期日	受付締切	対象年齢
自衛隊奈良地方協力本部五條地域事務所 ☎0747・22・3789	【1次試験】 航空自衛隊奈良基地 【2次試験】 1次合格時に通知します	【1次試験】 筆記試験、適性試験 【2次試験】 □述試験、身体検査	【1次試験】 9月15日(木)～18日(日) の指定する1日 【2次試験】 10月8日(土)～23日(日) の指定する1日	7月1日(金)～ 9月5日(木)	18歳以上33歳未満 ※32歳の方は、採用予定月の末日現在、33歳に達していない人
	陸上自衛隊大久保駐屯地	□述試験、適性試験、 身体検査	7月16日(土)	7月12日(火)	18歳以上33歳未満 ※32歳の方は、採用予定月の1日から起算して3月に達する日の翌月の末日現在、33歳に達していない人

少しでも興味を持った人は、遠慮なく問い合わせてください。



役場代表  
電話 0746-62-0001  
FAX 0746-62-0210  
IP7ホ 050-5004-6720  
050-5004-6721  
050-5004-6722

庁舎2階  
総務 (総務・防災)62-0001  
(企画)62-0910  
産業 (観光)62-0004  
(農業)62-0005  
(林業)62-0909  
教育 62-0003・62-0067

庁舎1階  
住民 62-0900・62-0911  
財政 62-0903  
建設 62-0033(直通)  
(道路)62-0904  
(ダム)62-0907  
(水道)62-0908

福祉 62-0901・62-0902  
施設 62-0905  
出納 62-0906

庁舎3階  
議会事務局 62-0002

# 議会だより

## 第3回臨時会

5月6日(金)、令和4年十津川村議会「第3回臨時会」を開催し、副議長の選出、議会運営委員や監査委員の選任、令和4年度補正予算及び条例の一部改正の専決処分承認などの議案を慎重に審議しました。

今回審議した内容は、次のとおりです。

### 就任挨拶

#### 副議長に中嶋 大樹氏(再任)

村民の皆さまにおかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。このたび、議員各位の推挙により、村議会の副議長に再任させていただきました。身に残る光栄であると同時に、責任の重さを痛感しております。

温井議長を補佐し、公正かつ円滑な議会運営に努め、村民の皆さまにとって身近な村議会になるよう取り組んでまいります。村民の代表として、その負託と信頼に応え、活力ある十津川村の実現に向け、引き続き全力を傾注する覚悟でございますので、どうか格段のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。就任のごあいさつといたします。

### 議会運営委員会委員の選任について

(敬称略)

委員長 千葉 浩一  
副委員長 井向 久昭  
委員 中嶋 大樹  
委員 小西 規夫  
委員 榎本 正文

(定例会や臨時会の運営について審議します。)

### 監査委員の選任について

榎本正文議員を監査委員として選任することに同意しました。

### 専決処分の承認

地方自治法の規定により、次の議案について専決処分が報告され、承認しました。

#### 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

制度の改正に伴い、条例の一部を改正しました。

#### 十津川村条例の一部を改正する条例

地方税法の改正に伴い、条例の一部を改正しました。

#### 十津川村国民健康保険条例の一部を改正する条例

地方税法施行令等の改正に伴い、条例の一部を改正しました。

#### 十津川村介護保険条例の一部を改正する条例

介護保険料が令和4年度分まで減免

された事に伴い、条例の一部を改正しました。

### 予算

#### 令和4年度十津川村一般会計補正予算(第1号)

歳入歳出それぞれ759千円を追加し、総額を56億3,875万9千円としました。

### その他

#### 塵芥車の購入について

※購入備品名

トヨタ ダイナ 塵芥車1台

※契約相手方

奈良トヨタ株式会社 五條店

※契約の方法

指名競争入札

※契約の金額

847万円

### 各委員の紹介

#### 総務文教常任委員会

(敬称略)

委員長 井向 久昭  
副委員長 榎本 正文

委員 千葉 浩一

委員 中嶋 大樹

委員 小西 規夫

委員 松葉 正久

(行政一般、教育、社会福祉、厚生及び他の委員会に属さない事項について

審議します。)

#### 産業建設常任委員会

(敬称略)

委員長 小西 規夫

副委員長 松葉 正久

委員 千葉 浩一

委員 中嶋 大樹

委員 中嶋 大樹

委員 榎本 正文

委員 井向 久昭

委員 榎本 正文

委員 榎本 正文

委員 榎本 正文

委員 榎本 正文

委員 榎本 正文

委員 榎本 正文

委員 榎本 正文

委員 榎本 正文

委員 榎本 正文

委員 榎本 正文

委員 榎本 正文

委員 榎本 正文

委員 榎本 正文

委員 榎本 正文

委員 榎本 正文

委員 榎本 正文

委員 榎本 正文

委員 榎本 正文

委員 榎本 正文

委員 榎本 正文

委員 榎本 正文

委員 榎本 正文

委員 榎本 正文

委員 榎本 正文

委員 榎本 正文



# 村立小学校の修学旅行が行われました!

十津川第一小学校、第二小学校の6年生が京都方面へ



5月24日から26日にかけて、村内小学校の連合で修学旅行が行われました。この修学旅行では、6年生が京都北部を中心に巡りました。鹿苑寺(金閣寺)の拝観や、日本三景である天橋立の見学、国の重要伝統的建造物群保存地区である伊根湾の遊覧船巡りなどを行いました。また、舞鶴引揚記念館では、第二次世界大戦の戦没者や捕虜の引揚記録を基に、平和学習を行いました。

この修学旅行では、新型コロナウイルス対策として、児童らは原則として貸切バスで移動しました。学習場所も、昨年に引き続き、コロナ禍前とは異なる場所となりました。未だにコロナ禍が明けないうちの修学旅行となりましたが、児童らは真剣に学習に取り組み、充実した修学旅行となったようでした。

## 教育だより

第165号

【お問い合わせ】  
村教育委員会事務局  
☎0746-62-0003

## お知らせ

### 教科書展示会の開催

令和4年度に使用されている教科書などを、教科書センター(分館)などで展示します。

### 【展示場所】

- ・十津川村立十津川第一小学校(十津川村小原)
- ・吉野町立吉野小学校(吉野町上市)
- ・川上村立川上中学校(川上村人知)
- ・下北山村立下北山小中学校(下北山村池原)
- ・野迫川村山村振興センター(野迫川村北股)

### 【展示期間】

6月14日(火)  
~7月11日(月)  
※午前9時から学校・施設の終了時刻まで(休みの日は閲覧できません)

なお、県立教育研究所(磯城郡田原本町秦庄)などにおいても展示しています。

# お芝居の練習をしました!

文化鑑賞会事前ワークショップ



5月12日、十津川第一小学校で、劇団コロコロによるワークショップが行われました。これは、6月に予定されている小中高合同文化鑑賞会で行われる劇「天満のとらやん」の事前ワークショップと、共演部分の予行練習として行われました。

前半は第一小学校の全校児童が参加し、体を動かしたり、縄を跳ぶふりをしたりして、演技を行う練習を行いました。後半は4~6年生が、文化鑑賞会で披露する予定の歌を、楽器を使ったり体を動かしたりしながら練習しました。

「天満のとらやん」では、狂言や和楽器などの伝統芸能の様式に則りながら、大阪弁で賑やかな劇が行われます。児童らは、初めは少し緊張した様子でしたが、体を動かしたりするうちに緊張もほぐれ、元氣よく演技の練習をしていました。



一般  
『砂まみれの名将』  
加藤 弘士 / 著

阪神の指揮官を退いた後、野村克也にはほとんど触れられていない「空白の3年間」があった。当時の番記者が関係者の証言を集め、悪夢の辞任劇からプロ球界に返り咲くまでを描くノンフィクション。



児童  
『こんなところかな①  
ちやだちやだの  
やだもん』  
有賀 忍 / 作

いつも「いやだもん」と答える「やだもん」は…。みんな顔や体や性格が違うのは当たり前。いろんな子がいるんだということを、ユーマラスなストーリーで描く。NHKテレビ「おかあさんといっしょ」から生まれた絵本。

### ◆新着おすすめ図書◆



### のら文庫

役場玄関入ってすぐの文庫です。図書の貸出しや資料の閲覧を行っています。

開館/平日 8:30~17:15  
休館/役場の閉庁日  
◆貸出上限 ひとり5冊  
◆貸出期間 3週間まで



# 高校だより



## 学校行事

### 生徒総会

5月12日に本校体育館で生徒総会を行いました。生徒会費収支予算や行事計画などについての審議が行われ、より良い学校にするため生徒が主体的に向き合う姿をみることが出来ました。今後の生徒会活動に期待します。



### ふるさと学

5月10日に「ふるさと学」の授業で、五條市赤谷地区の砂防工事現場を訪問しました。

平成23年の紀伊半島大水害で深層崩壊が発生した現場を目の前に、紀伊山系砂防事務所の職員の皆さんに工事の説明をしていただきました。後半は、砂防事業においては全国初の取組である、工事作業を全自動化する技術についても教えていただきました。自動化により、作業の効率化と作業員の安全確保に繋がることが学びました。

実際に自分たちの目で見て学ぶことが多く、生徒たちは熱心に話を聞いていま

ました。



5月20日に奈良県総合ボランティアセンターから講師をお招きして、災害ボランティアについての講義とワークショップを行いました。



生徒たちは災害ボランティアの講義を真剣に受講し、後半は実際に災害ボランティアを行うことを想定し、講師の助言を交えて意見交換を行いました。



## 部活動

### ボート部

5月1日～4日に関西みらいローイングセンター(滋賀県立琵琶湖漕艇場)で第73回朝日レガッタが行われました。

本校から5クルーが出場し、3クルーは自身が立てた目標を達成しました。男子シングルスカルでは3年岩村雄沙が準決勝進出、男子ダブルスカルでは3年別宮慧星、2年大迫輝英が準決勝進出を果たしました。補欠の奥田朝登も選手の為に懸命にサポートをしてくれました。

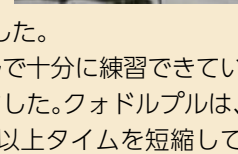


また5月14日～15日に大阪府立漕艇センターで令和4年度大阪府高等学校総合体育大会ボート競技が行われました。

男子シングルスカルで岩村雄沙が順位決定戦2着(全体8位/21艇中)となり、目標の4分切りを達成し、接戦の末にスパートで相手を差し切りました。

別宮慧星は、シングルスカルで十分に練習できていない中、自分の力を出し切りました。クォドルプルは、予選から順位決定戦で、10秒以上タイムを短縮してくれました。

6月の近畿大会に向けて、自分達の立ち位置を確認でき、さらに精進する必要があることのできた、良いレースとなりました。







## 福祉だより

# 世界高齢者虐待啓発デー

毎年6月15日は国連が制定した、世界高齢者虐待啓発デーです。現在、世界のほとんどの国において高齢者の人口が増加しており、それに伴い高齢者の虐待の数も増加すると予想されています。高齢者虐待は世界中の多くの高齢者の健康と人権を侵害する世界的な社会問題であり、この国際デーは高齢者の虐待に対して反対を表明し、虐待防止のための取り組みを啓発する日です。



**World Elder Abuse Awareness Day  
15 June**

(国際連合ホームページより)

高齢者虐待には、殴る・蹴るなどの暴力による身体的虐待、暴言や無視・嫌がらせなどの心理的虐待、年金や預貯金を勝手に使う経済的虐待、性的虐待、介護や世話の放棄・放任などさまざまなものがあります。



虐待をしている人には自覚がない場合もあり、周りの人が気づくことで、防止できることもあります。自分にはかわりがない問題と思わずに、日頃から高齢者虐待への意識を持つようにしましょう。もしも虐待が疑われる場面を発見した場合は、十津川村福祉事務所まで連絡をお願いします。

お問い合わせ 福祉事務所 ☎0746-62-0901



## 令和4年6月から 児童手当・特例給付の制度が変わります

### ●児童手当の現況届の提出が、原則不要です

毎年6月に全受給者に現況届の提出をお願いしていましたが、令和4年6月分以降は受給者の状況を公簿などで確認できる場合は、現況届の提出は**原則不要**となります。

### ◆ただし、以下に該当する人は、引き続き現況届の提出が必要です。

- ・配偶者からの暴力などにより、住民票の住所と異なる市町村で児童手当を受給している人
- ・戸籍や住民票のない児童(いわゆる無戸籍児童)を養育する人
- ・離婚協議中で配偶者と別居中の人
- ・法人である未成年後見人、施設などの受給者の人
- ・十津川村から現況届の案内があった人



注) 該当する人には、現況届をお送りしますので、福祉事務所に提出してください。(郵送可) 提出されない場合は、令和4年10月支払分以降の手当が停止されます。

また、今回の規則改正で過年度の現況届の届出義務が免除されるわけではありません。

※公務員で所属庁から児童手当を受給している人は、勤務先へ確認してください。

### ●所得上限限度額以上の人は支給されなくなります

令和4年6月分(10月支給)から、主な生計維持者の所得額が所得上限限度額以上となる場合、児童手当・特例給付は支給されなくなります。また、児童手当・特例給付が支給されなくなった次年度以降に所得が所得上限限度額を下回った場合、改めて認定請求書などの提出が必要となりますので、注意してください。

扶養親族などの数	① 所得制限限度額(万円)	② 所得上限限度額(万円)
0人	622	858
1人	660	896
2人	698	934
3人	736	972
4人	774	1,010
5人	812	1,048

※扶養親族などの数は、所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族の人数です。  
※基準となるのは、主な生計維持者(父母どちらかの高い方)の所得です。世帯収入は合算しません。

所得が①未満の場合 ⇒ 児童手当(現行どおり)

所得が①以上②未満の場合 ⇒ 特例給付(現行どおり)

所得が②以上の場合 ⇒ 児童手当・特例給付廃止(新設)・・・**支給されません**

お問い合わせ 福祉事務所 ☎0746-62-0902






## 健康だより

# 脳ドック助成制度のお知らせ

「脳ドック」とはMR(磁気共鳴画像)を用いた脳の検査で、無症状または未発症の脳卒中や脳腫瘍等の脳の病気を早めに見つけ、予防に役立つものです。



村では、この「脳ドック」の検査にかかる費用の一部を補助します。

対 象	① 村内に3か月以上住所を有している満40歳以上の人 ② 頭部疾患による治療(経過観察中を含む)を受けていない人 ③ 村税や保険料(税)を滞納していない人		
医療機関	指定なし ※希望される医療機関に「脳ドック検査」を行っているか直接お問合せください。		
補助金額	※1人につき年度で1回補助が受けられます。		
	対 象	助成額	上限額
	生活保護受給者	検査費用全額	3万円
	上記以外の者	検査費用の7割	2万円
申請方法	① 希望者は住民課へ申請手続きを行い、通知決定後に希望の医療機関で脳ドック検査を受けてください。  ② 検査料金は、申請者が一時立替払いをしてください。  ③ 申請者は、指定の申請用紙に医療機関が発行する領収書原本を添えて住民課まで提出してください。  ④ 後日、申請があった口座へ村から振込します。		
申請期限	令和5年2月末日		

※検診当日、医療機関にて支払い(一時立替払い)が発生しますのでご注意ください。

※加入している社会保険などで脳ドックの費用の助成がある人は利用できません。

お問い合わせ 住民課 保健衛生係 ☎0746-62-0911

# 国保だより



## 6月から令和4年度国民健康保険税

### (普通徴収)がはじまります!

平成30年度に、財政運営の主体が「奈良県」となる制度改正が行われ、令和6年度には奈良県下のどの市町村でも同一の保険税率となるよう段階的に保険税率の見直しを行います(次回は令和6年度の予定です)。国民健康保険は加入者の皆さんが病気やケガなど、もしもの時に、安心して医療が受けられるよう助け合う制度であることをご理解いただき、ご協力をよろしく願います。

(表1)令和4年度区分毎の国保税計算表

課税対象		加入者全員		40~65歳未満の加入者
		医療保険分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
区分		国民健康保険制度を支えるために国保加入者が負担するもの	後期高齢者医療制度を支えるために国保加入者が負担するもの	介護保険制度を支えるために国保加入者が負担するもの
	所得割 (加入者の所得に応じて計算)	7.2%→7.4%	2.5%→2.9%	2.8%→3.1%
均等割 (加入者1人につき)		25,100円 →25,800円	8,400円 →9,800円	15,900円 →17,700円
平等割 (1世帯につき)		18,600円 →19,200円	6,200円 →7,300円	—
賦課限度額		630,000円 →650,000円	190,000円 →200,000円	170,000円 (同額)

#### ■保険税の計算方法

次の項目により計算された合計額が1世帯あたりの年税額となります。(表1参照)

#### ●40歳未満の人

医療保険分+後期高齢者支援金分  
※年度の途中で40歳になるときは、40歳の誕生日(1日生まれ)の人はその前月から介護納付金分を納めます。

#### ●40~65歳未満の人

医療保険分+後期高齢者支援金分+介護納付金分  
※年度の途中で65歳になるときは、65歳になる前月(1日生まれ)の人はその前々月まで介護納付金分を納めます。

#### ●65~75歳未満の人

医療保険分+後期高齢者支援金分

※介護保険料は別に納めます。

※加入者全員が65~75歳未満の世帯の保険税は、世帯主の年金から天引きになります(特別徴収)。ただし、次の場合は個別に保険税を納めます(普通徴収)。

- 世帯主が国保被保険者以外の場合
- 年金が年額18万円未満の場合
- 介護保険料の天引きと合わせた額が年金額の2分の1を超える場合

#### ■保険税の軽減

●総所得金額が一定基準額以下の場合には、平等割額と均等割額が軽減されます。

○未申告の人がいると軽減は受けられません。

○43万円+52万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者\*)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯

2割軽減  
○43万円+28.5万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者\*)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯

5割軽減  
○43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯  
7割軽減

6月は、国保税第1期の納期です。  
納期限は、**6月30日(木)**です。  
忘れず納めましょう!

【お問い合わせ】

国保の税に関することは 財政課 ☎0746-62-0903  
国保の医療に関することは 住民課 ☎0746-62-0900

\*世帯主が年齢到達などで国保から後期高齢者医療制度に移行したことによって、国保加入者が減少した場合であっても5年間は移行した人の人数と所得を含めて軽減の判定を行います。

●また、国保加入者が1人になる場合、5年間、平等割額が半額になります。

●上記で計算した均等割額に対して未就学児(6歳に達する日以後の最初の3月31日までにある人)の均等割額がさらに半額に減額します。



# 年金だより

## こんなとき、国民年金のお手続きを

いつもの生活が変わったら、お近くの年金窓口へお早めに。



20 歳になったら



独立・起業したら



海外で住んでいる人が  
帰国したら



無職になったら



会社を退職して  
自営業の人と  
結婚したら



海外に居住するなら  
※任意加入制度



離婚したら

※扶養からはずれたら



一家の働き手が  
退職したら



パート収入が  
年 130 万円以上  
になったら

※扶養からはずれたら

\* 上記は代表的な例です。



海外で暮らすときも“まさか”に備えられる「任意加入制度」。

海外に居住されている人でも日本国籍であれば国民年金に入れます。国民年金に任意加入し、保険料を納めると「障害基礎年金」「遺族基礎年金」に備えることができます。また将来、保険料を納めた期間に応じて「老齢基礎年金」が受け取れます。

“今”も“将来”も“老後”も。国民年金は一生のリスクの備えです。

今の“まさか”に

**障害基礎年金**

病気やけがなどで障がい者  
になった際に受け取る年金。

将来の“まさか”に

**遺族基礎年金**

一家の働き手が亡くなった際に、  
家族や子どもが受け取る年金。

老後の“安心”に

**老齢基礎年金**

65歳になったら生活費の一部  
として受け取る年金。

お問い合わせ

大和高田年金事務所  
住民課(国民年金窓口)

☎0745-22-3531

☎0746-62-0900

# \*おたんじょうび おめでとう\*

孫入 <sup>だいや</sup> 大也 ちゃん(玉垣内)

6月7日生まれ(満2歳)

すくすく大きくなってね♪

父…陽平 母…ゆい



## お誕生日の お子さん 募集中!

3歳まで

掲載を希望される人は、お子さんの写真と次の項目をご準備のうえ、総務課企画グループへ郵送またはメールでお申し込みください(掲載月の前月20日までにお送りください)。

【必要項目】

- ①お子さんの氏名(ふりがな) ②お住まいの大字 ③生年月日
  - ④お子さんにひとこと(文字数が多い場合は修正します)
  - ⑤保護者氏名
- 〈申込先〉総務課企画グループ(十津川村大字小原225-1)  
✉tikiyosei@vill.totsukawa.lg.jp

## 公文書の公開状況(令和4年3月31日現在)

令和3年度分について報告します。

●公開請求の件数	6件	●非公開の件数	0件
●全部公開の件数	3件	●異議申立の件数	0件
●一部公開の件数	2件	●異議申立の処理件数	0件
※処理中の件数	1件		

## 今月の「とつかわテレビ」

自治体放送(11チャンネル)で放送中!  
(第1ch)9:00~、17:00~

### ●ポップアップカフェ KOKO CAFE



### ●文化講座 歴史講演【再放送】



## 今月の「ぐっと!奥大和」

自治体放送(11チャンネル)で放送中!  
(第1ch)13:00~、20:05~

こんにちは。

十津川村地域おこし協力隊の角田華子です。今月の「ぐっと!奥大和」は、奥大和の文化。国の重要無形民俗文化財にもなっている、村の盆踊りについて十津川村文化協会会長の佐古金一さんにお話を伺いました。今年こそは、みなさんと一緒に盆踊りを踊りたいです!



(写真撮影…佐古さん)

## あとがき

▶6月上旬、村内で執り行われたある夫婦の結婚式に居合わせる機会がありました。式での「三献の儀」は、大きさの異なる3つの盃で新郎新婦が御神酒を酌み交わします。小盃は過去、巡り合わせを先祖に感謝し、中盃は現在、二人で末永く力を合わせて生き、大盃は未来、一家の安泰と子孫繁栄を願うという意味が込められます。忙しい日々では、現在や未来のことばかり考えがちですが、今の生活をまた

らした過去の人々を見つめなおす機会も大切にしたいです。夏の盆踊りも含め、日本の祭りや行事は先祖を敬う心を大切にします。同時に日本の習俗は地域共生の「和」を大切にします。人が少ない村だからこそ、助け合いや人の繋がりを大切にしたいものです。ともあれ、新郎新婦の姿を見て、幸せのお裾分けをいただいたようで心があたたかくなりました。末永いお幸せをお祈りしています。(弓場)

●今月の表紙 こもれびの空中ブランコ(撮影場所:大字小川)

# 人のうごき

(敬称略)

## ご結婚

5月24日

西 将矢(川津) 東 千春(山手)

## おくやみ

乾 実 68歳 5月 1日(上湯川)

杉坂 路男 99歳 5月10日(小原)

森 孝行 95歳 5月13日(小原)

光野 保至 45歳 5月18日(小山手)

山本 忠助 92歳 5月18日(西中)

青木多恵子 81歳 5月18日(長殿)

中 幸久 83歳 5月23日(上葛川)

## ●十津川村の住民基本台帳人口●

(令和4年6月1日現在)

○世帯数・・・1,700世帯(+1世帯)

○人口・・・2,993人(-4人)

男・・・1,519人(-6人)

女・・・1,474人(+2人)

( )は前月比

## てんいち先生



# 集落の絶景

山間の早苗田(大字山崎)  
 撮影:天野泰人さん(大字小井)



## くらしのカレンダー

●…診療情報 ▲…イベント情報

※行事予定は変更になる場合があります。ご了承ください。

日	月	火	水	木	金	土
6/5	6/6	6/7	6/8	6/9 ●消内【小原】	6/10	6/11 ●土曜【小原】
6/12	6/13 ●休診【上野地】	6/14	6/15	6/16 ●消内【小原】	6/17	6/18
6/19	6/20	6/21	6/22	6/23 ●消内【小原】	6/24	6/25 ●土曜【小原】
6/26	6/27	6/28	6/29	6/30 ●整形【小原】	7/1	7/2
7/3	7/4	7/5	7/6	7/7 ●整形【小原・上野地】	7/8	7/9 ●土曜【小原】

### 文字表記

土曜…土曜診療日  
 整形…整形外科診療日  
 消内…消化器内科診療日  
 休診…休診日  
 上野地…上野地診療所  
 小原…小原診療所

### 受付時間

土曜診療日 小原 8:30~11:00  
 整形外科診療日 小原 8:30~11:00  
 上野地 14:00~15:00

### お問い合わせ

小原診療所  
 ☎0746-63-0040  
 上野地診療所  
 ☎0746-68-0207

**有料広告  
 募集中!**

「村報とつかわ」や「自治体放送(文字放送)」などに広告の掲載を希望する個人や事業者を募集しています。

詳しくは、十津川村ホームページの「村報とつかわ」

(<https://www.vill.totsukawa.lg.jp/sonpo/>)のページをご覧ください。

お問い合わせ:総務課企画グループ

☎0746-62-0910

✉tiikisosei@vill.totsukawa.lg.jp



私たちには 可能性が広がっている



日本一、広い村

# 十津川村 職員募集

〈 前 期 〉

●採用予定人数 各職種 若干名

職 種	受験資格 (抜粋)
一般事務職	昭和58年4月2日から平成16年4月1日までに生まれ、大学・短大・高等学校・専門学校等を卒業した人、又は令和5年3月末までに卒業見込の人(高等学校の卒業見込は除く。)、若しくは高等学校卒と同等の学力を有する人
土木技術職	昭和58年4月2日から平成16年4月1日までに生まれ大学・短大・高等学校・専門学校等の土木技術系の学科を卒業した人、若しくは令和5年3月末までに卒業見込の人(高等学校の卒業見込は除く。)、又は土木技術系の資格を有する人
建築技術職	昭和58年4月2日から平成16年4月1日までに生まれ、大学・短大・高等学校・専門学校等の建築技術系の学科を卒業した人、若しくは令和5年3月末までに卒業見込の人(高等学校の卒業見込は除く。)、又は1級建築士・2級建築士・木造建築士・1級建築施工管理技士・2級建築施工管理技士のいずれかの資格を有する人
看護 師	昭和58年4月2日以降に生まれた人で、看護師(准看護師を含む。)の資格を有する人、又は令和5年3月末までに資格を取得見込の人
保 育 士	昭和58年4月2日以降に生まれた人で、保育士の資格を有する人、又は令和5年3月末までに保育士の資格を取得見込の人

●高等学校卒業見込みの人は、〈後期〉の採用試験で応募できます。  
詳細は、村報とつかわ7月号でお知らせします。

## 試験内容

- 01 書類選考
- 02 一次試験(書類選考合格者のみ)  
試験方法: (性格検査・能力検査)  
試験期日: 令和4年7月16日(土)～7月31日(日)  
場 所: テストセンター会場(最寄りの会場で受験)
- 03 二次試験(一次試験合格者のみ)  
試験方法: 面接試験  
試験期日: 令和4年8月28日(日)  
場 所: 十津川村役場

## 申込受付

- 提出書類**  
エントリーシート兼履歴書  
※村ホームページからダウンロードしてください。  
役場にも配置しています。
- 受付期間**  
令和4年6月17日(金)～7月1日(金)必着  
※役場に持参する場合は、8時30分～17時15分  
にお越しください。土・日・祝日は受付しません。
- 提出先**  
十津川村役場 総務課 採用試験担当  
※封筒には人事と朱書き、郵送の場合は特定記録  
などで送付してください。  
詳しくは、ホームページをご覧ください。



【お問い合わせ】 総務課 採用試験担当 ☎0746-62-0001

🏠 十津川村公式ホームページ <https://www.vill.totsukawa.lg.jp/>